

【園芸療法定着促進助成事業について】

兵庫県では園芸療法の普及促進と定着を目的に、園芸療法を導入する施設及び団体を対象に園芸療法士を講師として斡旋し、経費等の一部を補助しています。

事業内容

(1) 対象

これまで園芸療法を取り入れたことがなく、原則、月に1回以上期間内に10回以上継続して実施し、当事業が終了した翌年度以降も園芸療法を継続して行う意向がある医療・福祉関連の施設及び団体(兵庫県立の施設等は除く)。

(2) 補助内容

- ・兵庫県園芸療法士の斡旋調整
- ・経費の補助……上限10,000円/1回(経費の1/2)

※経費内容……講師謝金7,520円(@3,760円×2時間)＋(講師交通費)＋材料費

※講師交通費…対 象:北播磨・西播磨・但馬・丹波地域

補助額::2,000円を超える場合にそれを超えた額

プログラム例・導入施設スタッフの声

※園芸療法の効果については⇒



野菜や草花の栽培



押し花のコースター作り



マツボックリのクリスマスツリー作り

【保育園】

- ・卒園時にフラワーアレンジメントを保護者にプレゼントし、家族から喜ばれて誇らしい表情を見せていた。

【高齢者施設】

- ・植物の成長が喜びとなり、意欲的に栽培活動に参加していく中で表情も明るくなられた。

【就労継続支援 B 型事業所】

- ・作業日が楽しみで、休まず通所するため生活リズムを整えることにつながった。